外国人住民の住民基本台帳制度がスタートします

≪外国人登録法は廃止になります≫

７月９日から、外国人住民の人にも日本人と同じく「住民票」が作成されます。

■ここが変わります

〇外国人住民の人にも住民票が作成されます。
　日本人と外国人で構成される世帯で、１通に世帯全員が記載された住民票の写しが発行可能になります。
　外国人住民の人も転出の手続きが必要となります。

〇外国人住民の人の利便性が向上します。
　在留資格や在留期間の変更の届出が、地方入国管理局のみへの届出で済みます。
　教育、福祉等、正確な情報に基づく行政サービスが提供されます。

■対象となる人

・中長期在留者（在留カード交付対象者）
・特別永住者等（特別永住者証明書交付対象者）
・一時庇護許可者または仮滞在許可者
・出生による経過滞在者または国籍喪失による経過滞在者

■住民票に記載される内容

氏名、住所、生年月日、性別、世帯主の氏名および続柄、国籍、地域、在留資格、在留期間等

■今後お願いすること

５月下旬から、住民票に記載される内容を事前にご本人に通知します。
内容を確認の上、誤りがあれば、市役所市民生活課で修正の手続きをお願いします。
（誤りがなければ連絡の必要はありません）
通知が届かない人はお問い合わせください。

■注意していただきたいこと

７月８日までは、現在の外国人登録法に基づいた手続が必要です。
特に「居住地」、「在留資格」、「在留期間」、「世帯主との続柄」等は、変更申請漏れがないよう注意してください。

●住民基本台帳制度に関するお問い合わせ

総務省コールセンター（多言語電話相談窓口）
☎０５７０－０６６－６３０（ナビダイヤル）
　０３－６３０１－１３３７（IP 電話、PHS からの通話）
※対応言語
　日本語、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語

●外国人登録や入国手続、在留手続等に関するお問い合わせ

外国人在留総合インフォメーションセンター
☎０５７０－０１３９０４
　０３－５７９６－７１１２（IP 電話、PHS からの通話）

●住民票の内容に関するお問い合わせ

市役所　市民生活課（外国人登録係）　☎㉒２１１１　内線１６３・１６４